



**【2. 事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について！】**

平成26年3月3日（月）未明、富山県小矢部市の北陸自動車道において高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客・乗員2名が死亡する重大な事故が発生しました。

国土交通省は当該事故を受けて、バス事業者に対し安全確保のより一層の徹底を求め、公益社団法人日本バス協会あてに、通達を発令いたしました。

また、各地方運輸局等に対しても、管内の各都道府県バス協会あてに同様の徹底を求めるよう指示しております。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000161.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000161.html)



**【3. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】**

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html)



**【4. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】**

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月





用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成25年3月29日  
施行：平成25年5月1日



【9. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月：SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せく

ださい。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日 9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

